

見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月4日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第30号


見附市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

見附市火災予防条例施行規則（昭和37年見附市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「第4項」を「第3項」に改め、同条第1号及び第2号中「同条第3項」を「同条第3項第2号」に改め、同条第3号中「第23条第4項」を「第23条第3項」に改める。

第9条第1号中「第1号」を「条例第44条第1号」に改め、同条第2号中「第9号」を「条例第44条第9号」に改め、同条第3号中「第14号」を「条例第44条第14号」に改め、同条第4号中「第15号」を「条例第44条第15号」に改める。

第10条第1号中「第1号」を「条例第45条第1号」に改め、同条第2号中「第2号」を「条例第45条第2号」に改め、同条第3号中「第3号」を「条例第45条第3号」に改め、同条第4号中「第4号」を「条例第45条第4号」に改め、同条第5号中「第5号」を「条例第45条第5号」に改め、同条第6号中「第6号」を「条例第45条第6号」に改める。

別記様式第1号中「」を削る。

別記様式第3号の2から別記様式第10号までの規定中「印」を削る。

別記様式第11号様式中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第12号から別記様式第18号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。